

特別養護老人ホーム たんねの里 重要事項説明書（利用料金表）

1. 介護保険制度の利用者負担について

利用者負担＝介護費用の1割もしくは2割＋居住費＋食費＋日常生活費

2. 施設利用料

原則として下記の通りです。介護保険負担限度額の減免制度や介護保険負担割合などの認定の内容に基づいた負担額となります。

①施設利用料金

| 要介護度 | 1日あたりの自己負担額 | | 1ヶ月（30日）あたりの自己負担額 | |
|-------|-------------|--------|-------------------|---------|
| | 1割 | 2割 | 1割 | 2割 |
| 要介護度1 | 636円 | 1,272円 | 19,080円 | 38,160円 |
| 要介護度2 | 703円 | 1,406円 | 21,090円 | 42,180円 |
| 要介護度3 | 776円 | 1,552円 | 23,280円 | 46,560円 |
| 要介護度4 | 843円 | 1,686円 | 25,290円 | 50,580円 |
| 要介護度5 | 910円 | 1,820円 | 27,300円 | 54,600円 |

②その他加算される料金

| 加算の種類 | 内容 | 加算額 | |
|---------------|--|-----------------------|-----------------|
| | | 1割 | 2割 |
| 口腔衛生管理体制加算 | 歯科医や歯科衛生士による定期的（月1回）な指導を行った場合 | 1ヶ月あたり 30円 | 1ヶ月あたり 60円 |
| 栄養ケアマネジメント加算 | 栄養ケア計画を作成し、これに基づき、計画的に栄養ケアを行った場合 | 1日あたり 14円 | 1日あたり 28円 |
| 看護体制加算（Ⅰ） | 常勤の看護職員が1名以上配置されている場合 | 1日あたり 12円 | 1日あたり 24円 |
| 看護体制加算（Ⅱ） | 看護職員が、最低基準を1人以上上回る場合 | 1日あたり 23円 | 1日あたり 46円 |
| 日常生活継続支援加算（Ⅱ） | 要介護4・5の者が70%以上、認知症の者が65%以上入居している、又は特定行為を必要とする者が15%以上であること、かつ介護福祉士が基準を満たして配置されている場合 | 1日あたり 46円 | 1日あたり 92円 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | より介護職員の賃金の改善を行うため、キャリアパス要件を満たし、都道府県知事に届け出をし、サービスを行った場合 | 施設利用料＋各種加算の合計金額の6.0%分 | |
| 初期加算 | 新規入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算 | 1日あたり 30円 | 1日あたり 60円 |
| 入院・外泊時加算 | 入院・外泊当日と帰園日を除く6日間加算 | 1日あたり 246円 | 1日あたり 492円 |
| 療養食加算（※1） | 主治医より疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、食事が提供された場合 | 1食あたり 6円 | 1食あたり 12円 |
| 看取り介護加算（※2） | 医師が一般に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したものであること、看取り介護を行った場合（上限30日まで算定できる） | 死亡日以前4日～30日（27日間） | |
| | | 1日あたり 144円 | 1日あたり 288円 |
| | | 死亡日の前日・前々日（2日間） | |
| | | 1日あたり 680円 | 1日あたり 1,380円 |
| | | 死亡日（1日） | |
| | | 1,280円 | 2,560円 |

※1 療養食加算は、主治医より食事せんの発行された方が加算の対象となります。

※2 看取り介護加算は、主治医より看取りと診断を受け、かつ、本人またはご家族が看取りを希望した方が加算の対象となります。

③居住費および食費

| 対象者 | 区分 | 居住費 | | 食費 | |
|-----------------------|---|--------|---------|---------|---------|
| | | 1日あたり | 1ヶ月あたり | 1日あたり | 1ヶ月あたり |
| 生活保護受給者 | 第1段階 | 820円 | 24,600円 | 300円 | 9,000円 |
| 世帯全員が市町 村民税非課税者 | 第2段階 | | | 390円 | 11,700円 |
| | 老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計 所得金額の合計が 80万円以下の方 | 第3段階 | 1,310円 | 39,300円 | 650円 |
| 上記以外の方 (住民税課税世帯の方) | 第4段階 | 1,970円 | 59,100円 | 1,380円 | 41,400円 |

※預貯金等が単身で1000万円、夫婦世帯で2000万円以上ある方は、減免制度の対象外になります。

3. 高額介護サービス費

(介護保険負担割合の合計額が一定の上限額を超えた分が払い戻しされます。)

| 段階区分 | 上限額 |
|------|-----------|
| 第1段階 | 15,000円/月 |
| 第2段階 | 15,000円/月 |
| 第3段階 | 24,600円/月 |
| 第4段階 | 44,400円/月 |

4. 電気料金

持ち込まれた以下の電化製品に関しては、入居日の月からご負担していただきます。

| 電化製品 | 電気料金 |
|------|--------|
| テレビ | 200円/月 |
| あんか | 200円/月 |
| 冷蔵庫 | 400円/月 |
| 電気毛布 | 300円/月 |

5. 入院・外泊時の居住費

7日目以降の居住費は介護保険負担限度額区分に応じた費用をご負担していただきます。

(入院・外泊された場合、6日目までは「2. 利用料金②」の入院・外泊時加算と居住費をいただきます。)

6. その他

- 1) 医療費、衣類等日用品費、本人の嗜好品等をご本人の負担になります。
- 2) 介護用品にかかる費用は施設サービス費に含まれています。
- 3) 経管栄養及び喀痰吸引に係る衛生材料費はご本人の負担となります。
- 4) 加算等料金に変更がある場合は、改めてご説明致します。